

日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議について

平成21年6月18日

文化庁次長決定

(平成22年7月28日一部改正)

(平成23年3月31日一部改正)

1. 趣旨

日本語教員の養成については、外国人留学生その他国内外の日本語学習者の増加やその多様な学習需要等を踏まえ、各種の指針等が示されてきたところである。

しかし、実際に大学等において、どのようなカリキュラムで日本語教員が養成されているかについては、実態は十分に把握されていない。

そのため、大学等における日本語教員の養成を含む日本語指導者の養成・研修について現状に関する調査を行い、課題の整理等を行う。

2. 調査研究事項

- ① 日本語教員等の養成・研修カリキュラムの実態について
- ② 日本語教員等として求められる資質能力と養成・研修カリキュラムの課題について
- ③ その他

3. 実施方法

- ① 別紙の有識者（以下「委員」という。）の協力を得て調査研究を行う。
- ② 必要に応じて、別紙の有識者以外の者の協力を求めることができるものとする。
- ③ 必要に応じて具体的な調査、分析及び検討を行うため、協力者会議の下にワーキンググループを置くことができるものとする。

4. 実施期間

平成21年7月10日～平成24年3月31日

5. その他

本協力者会議に関する庶務は、文化庁文化部国語課において処理する。